

令和4年度補正
再生可能エネルギー導入拡大に資する
分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金
**(電力需給ひっ迫等に対応するデマンドレスポンスの
拡大に向けたIoT化推進事業)**

公 募 要 領

第 2. 1 版

2023年7月20日

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）と大日本印刷株式会社（以下「DNP」という。）の二者により構成され、S I Iを幹事社とする令和4年度補正D E R導入支援事業共同事業体（以下「本事業体」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、本事業体としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、及び本事業体が定める「再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、本事業体として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を本事業体に返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、本事業体から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ 本事業体から補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について本事業体の承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、本事業体は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう。（以下同じ）
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいいます。
- ⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、本事業体発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ 本事業体は、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をS I Iのホームページ等で公表することがあります。

令和4年度補正D E R導入支援事業共同事業体
代表幹事 S I I

目次

1. 事業概要	4～8
1-1 事業の目的	4
1-2 事業名称	4
1-3 事業規模	4
1-4 事業スキーム	4
1-5 補助対象となる事業	5
1-6 補助対象事業者	5
1-7 補助対象設備	6
1-8 補助対象経費	6
1-9 申請単位	7
1-10 補助率・補助上限額	7
1-11 補助事業期間	7
1-12 公募期間	7
IoT化関連機器の補助対象範囲	8
2. DRアグリゲーターの登録	10～12
2-1 DRアグリゲーターの位置付け	10
2-2 DRアグリゲーター	10
2-3 DR契約	10
2-4 DRアグリゲーターの役割	11
2-5 DRアグリゲーターの登録	12
2-6 申請方法	12
2-7 添付書類	12
3. 交付申請	14～16
3-1 申請期間	14
3-2 申請の流れ	14
3-3 提出書類一覧	15
3-4 問い合わせ	16
4. 事業の実施	18～22
4-1 審査及び交付の決定について	18
4-2 採択結果の公表について	18
4-3 採択事業者への連絡について	18
4-4 補助事業の開始について	18
4-5 補助事業の計画変更について	19
4-6 中間検査	19
4-7 補助事業の完了について	19
4-8 実績報告及び額の確定について	19
4-9 補助金の支払いについて	20
4-10 取得財産等の管理等について	20
4-11 罰則・加算金等について	20
4-12 暴力団排除について	21
補足① リース等の利用について	22
補足② 利益等排除について	22
5. 交付規程（抜粋）	24～26
6. 個人情報の取扱いについて	28～29

1.事業概要

1-1 事業の目的

2022年3月・6月に需給ひっ迫警報及び注意報が発令されるなどの状況を踏まえ、電力の安定供給を確保するための対策の重要性は増している。その対策の一つとして、需要家側に設置されている分散型エネルギーリソースを活用したデマンドレスポンス（DR）の普及拡大が求められている。こういったDRの担い手として、アグリゲーターの活躍が期待されている。

このような状況を踏まえ、本事業では、まだDRに活用されていない既存のリソースのIoT化を支援し、アグリゲーターが外部から遠隔監視・制御等が行えるようにすることで、電力需給ひっ迫時等のDRの活用拡大を促進し、電力の安定供給に寄与することを目的とする。

1-2 事業名称

令和4年度補正 再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金
電力需給ひっ迫等に対応するデマンドレスポンスの拡大に向けたIoT化推進事業（DR対応IoT化）

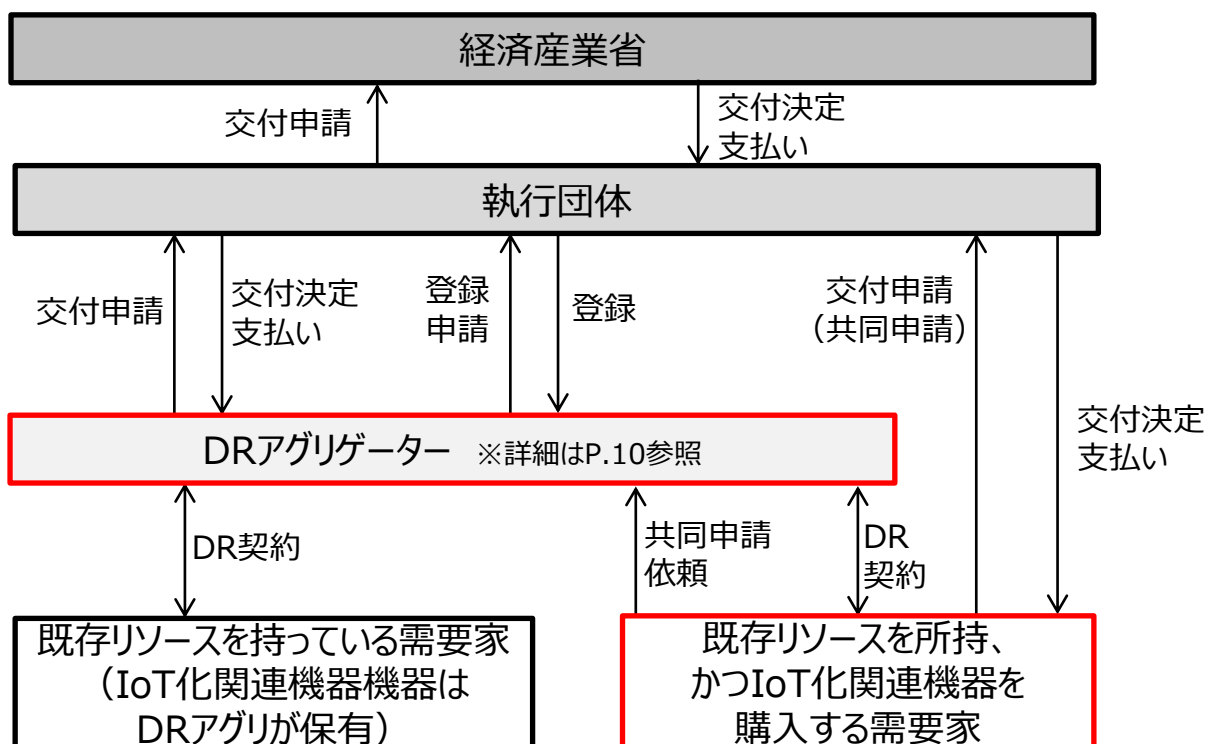
1-3 事業規模

「電力需給ひっ迫等に活用可能な家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業」、「系統用蓄電システム・水電解装置導入支援事業」及び「電力需給ひっ迫等に対応するデマンドレスポンスの拡大に向けたIoT化推進事業」の合計約250億円の内、40億円程度。

※各事業の執行状況によっては、事業間で予算の流用を行う場合がある。

1-4 事業スキーム

以下に示す通り、本事業においてIoT化する既存リソースを所有する需要家とDRアグリゲーターはDR契約を締結し、IoT化する既存リソースをDRに活用することを必須とする。DRアグリゲーターは登録制とし、SIIに登録された事業者のみが本事業内でDRアグリゲーターとなる。



※赤枠の事業者が本事業の補助対象事業者

1. 事業概要

1-5 補助対象となる事業

日本国内において、電力需給ひっ迫時等にデマンドレスポンス（以下「DR」という。）のリソースとして活用可能な既存の設備をIoT化するための設備を新規で導入し、需要家とDRアグリゲーターの間でDR契約を締結し、IoT化したリソースをDRに活用する事業を補助対象事業（以下「補助事業」という。）とする。

※設備の具体的な要件はP.6【1-7 補助対象設備】を参照

1-6 補助対象事業者

下記①～⑧の要件をすべて満たす事業者を、補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

- ① 日本国内において事業活動を営んでいる法人であること。
- ② 補助事業により導入する補助対象設備の所有者であること。
※ リース等により補助対象設備を導入する場合は、リース事業者と設備の使用者が共同で申請を行うこと。
- ③ 補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤（個人を除く）を有し、事業の継続性が認められる者であること。
- ④ IoT化するリソース（需要家所有の既存設備）に係るDR契約をDRアグリゲーターと需要家間で締結ができる者であること。
※ リース等により補助対象設備を導入する場合は、リース事業者はDRアグリゲーターと需要家間で補助対象設備を活用したDR契約が締結されることに同意できる者であること。
※ DR契約については、P.10参照。
- ⑤ 処分制限期間中もしくは5年間（短い方を適用可）（以下、「DR対応期間」という。）に、電力需給ひっ迫注意報、電力需給ひっ迫警報が発令された際や、国からの節電要請があった場合は、本事業でIoT化したリソースを対象に、DRアグリゲーターがDRを行うことについて合意形成ができる者であること。
- ⑥ 本事業で導入した補助対象設備の活用状況等についての報告を求めた際、DR対応期間はDRアグリゲーターがそれに対応することに同意できる者であること。
- ⑦ 本事業の実施及びその後の各種電力市場等への調整力等の供出に関して、法令、規程、その他各種セキュリティガイドライン等に基づいた適切な対策等を実施できる者であること。
- ⑧ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は認めない。

1. 事業概要

1-7 補助対象設備

高圧以上の需要家側に設置されている既存のリソースをDR対応可能とするための通信設備、センサー、EMS等のIoT化関連機器を補助対象設備とする。

※ 原則、申請時点で設置されているリソースをIoT化する設備を補助対象とするが、再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金（電力需給ひっ迫等に活用可能な家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業）の業務産業用蓄電システムと同時に申請を行う場合のみ、設置予定の業務産業用蓄電システムをIoT化する設備も補助対象とする。

1-8 補助対象経費

補助対象経費は、下記のとおりとする。

●IoT化関連機器

下記①～③を補助対象経費とする。

- ①設備費：リソースをDR対応可能とするための必要最低限の設備（通信機器、センサー、EMS等）
- ②工事費：IoT化関連機器を設置するのに必要最低限の工事費・据付費
- ③設計費：補助事業の実施に必要な実施設計に要する必要最低限の経費

※ 補助対象経費及び補助対象外経費の留意点

- ・交付申請時の事業計画から変更があり、DRの対象とならない既存設備のIoT化に係る費用は補助対象外とする。
- ・補助対象設備が、合理的な構成であるかどうかについて、S I I は確認を求める場合がある。また、その確認において、当該補助事業に要する経費として申請を行っていない内容についても、S I I が開示を求めた場合には、開示すること。
- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請すること。
その場合、次の算式を明記すること。
【補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額】
- ・金融機関に対する振込手数料は、補助対象外とする。但し、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができる。
- ・自社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること。
- ・補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう）を含めないこと。
- ・その他、S I I が対象経費として認められないと判断した経費は、補助対象外とする。

1-9 申請単位

1 申請あたりの申請単位：受電点単位。

1-10 補助率・補助上限額

補助率及び補助上限額は、下記のとおりとする。

区分		補助率	補助上限額 (1 申請あたり)
IoT化 関連機器	設備費・工事費・設計費	1/2以内	500万円

1-11 補助事業期間

補助事業の開始日と完了日については、下記のとおりとする。

・補助事業開始日

補助事業の開始日は、SIIが補助事業の交付を決定した日（交付決定日）以降とする。

※ 補助対象経費に係る発注は、交付決定日以降に実施すること。

※ 原則として3者見積り・競争入札によって、相手先を決定すること。3者見積り・競争入札は交付決定前の実施も可とする。

・補助事業完了日

補助事業の完了日は、下記①～④を全て完了させた日とする。(※)

- ①DRアグリゲーター／需要家間のDR契約締結完了
- ②DRアグリゲーター／リソース間の通信試験の完了
- ③補助対象設備の検収完了
- ④補助対象経費の全額支出完了

※最終期限は2024年1月31日（水）とする。

1-12. 公募期間

公募期間：2023年1月31日（火）～ 2023年12月22日（金） 12:00 必着

交付決定日：随時 ※交付申請受付からおおよそ2～4週間程度の審査期間を予定

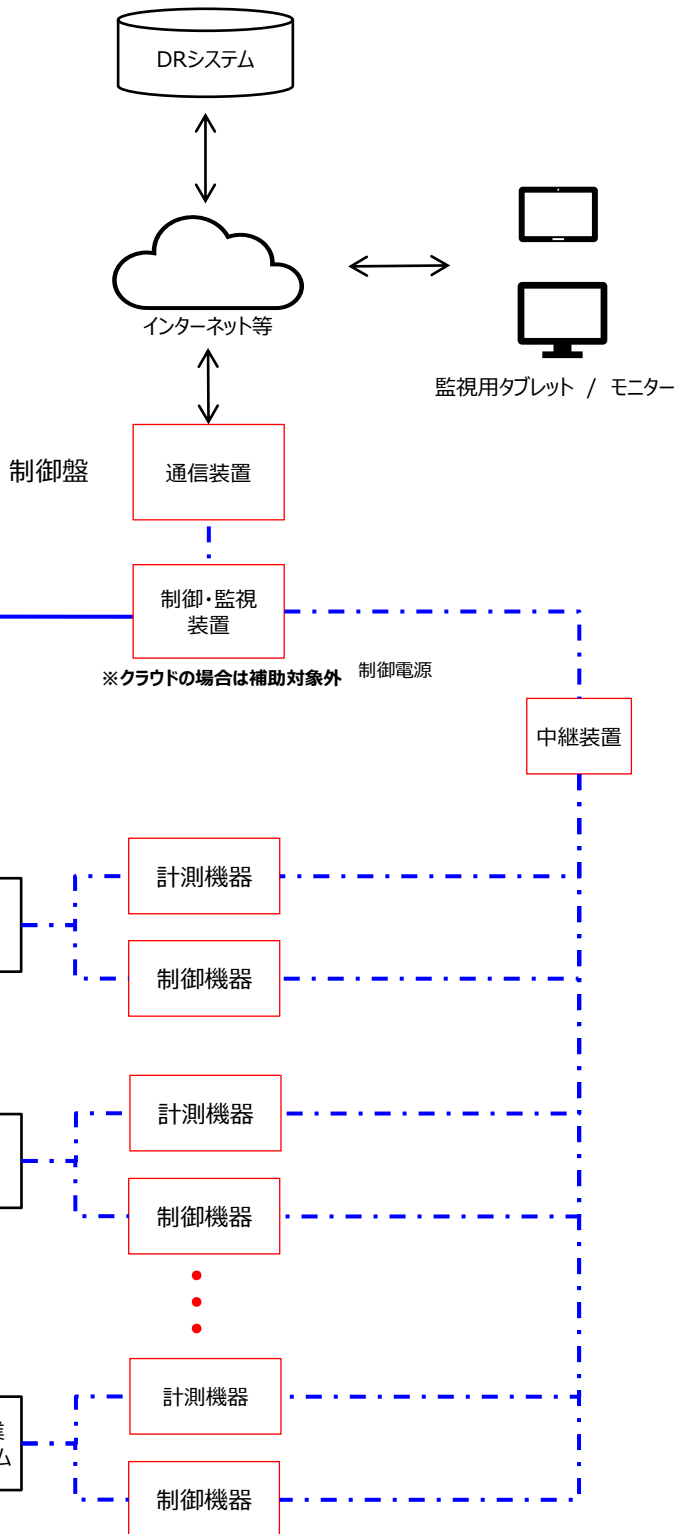
交付申請の補助金額の合計が予算額に達した場合、申請受付期間内であっても交付申請の受付を終了する。予算状況はSIIのホームページを参照のこと。

IoT化関連機器の補助対象範囲

以下に補助対象範囲の例を示します。
 公募要領P.6に記載の「1-7 補助対象設備」及び「1-8 補助対象経費」と併せてご確認ください。

系統

- 赤線 : IoT化関連機器費の補助対象
- 青線 : IoT化工事費の補助対象
- 黒線 : IoT化の補助対象外
- : 電力線
- . - : 制御線
- DER : 分散型エネルギーリソース



※ 新設するDER設備のIoT化は、再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金（電力需給ひっ迫等に活用可能な家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業）にて導入する業務産業用蓄電システムのIoT化に限り補助対象とする。
 ※ 補助対象範囲について不明な点がある場合はSIIに問い合わせをすること。

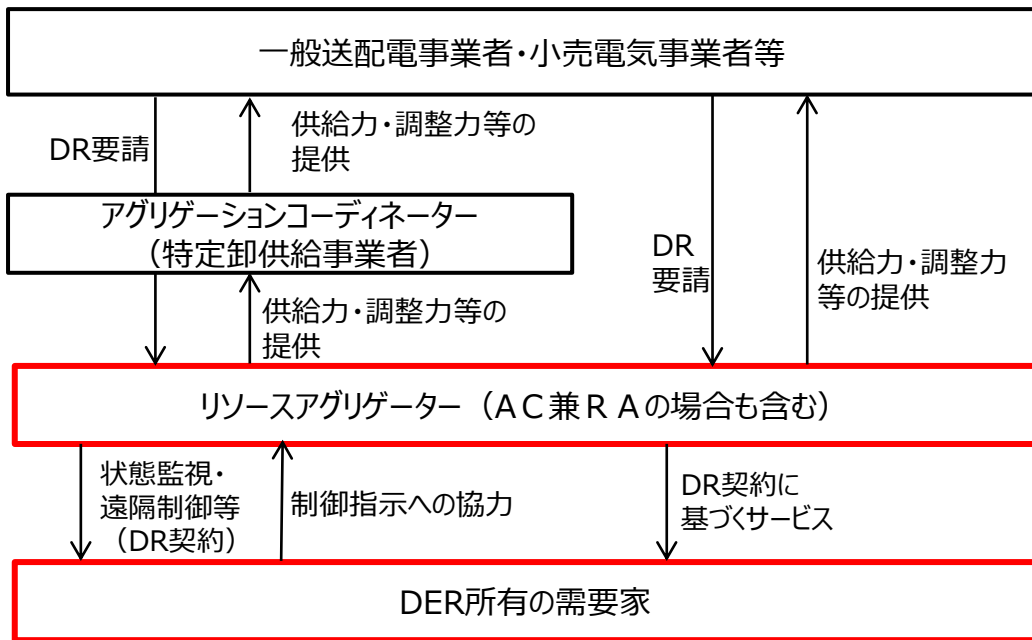
2. DRアグリゲーターの登録

2-1 DRアグリゲーターの位置付け

本事業におけるDRアグリゲーターとは、平時における需要家に対する電力需給のコントロールや、電力需給ひっ迫注意報／警報及び国からの節電要請等に応じて需要家が所有している分散型エネルギーリソース（以下「DER」という。）に対してデマンドレスポンス（以下「DR」という。）を行う事業者のことをいう。

DRとは、以下の図にDRの代表例として示す通り、一般送配電事業者や小売電力事業者等からのDR要請に従い、アグリゲーションコーディネーター（以下「AC」という。）が（リソースアグリゲーター（以下「RA」という。）を通じて）需要家所有のDERに対し、制御指示／遠隔制御を行う。

【参考】 DRの実施体制イメージ



※赤枠が本事業にて、登録対象となるDRアグリゲーター及びDRアグリゲーターとDR契約を締結する需要家

2-2 DRアグリゲーター

下記①～⑤の要件をすべて満たす事業者を、DRアグリゲーターとして、SIIは登録及び公表をする。

- ① 日本国内において事業活動を営んでいる法人であること。
- ② 補助事業者が補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
- ③ IoT化によって、需要家所有のDERの状態を監視し、遠隔制御・制御指示等することが可能な者。
- ④ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。

※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は認めない。

- ⑤ その他、次ページに記載するDRアグリゲーターの役割を全て責任をもって遂行できる者であること。

2-3. DR契約

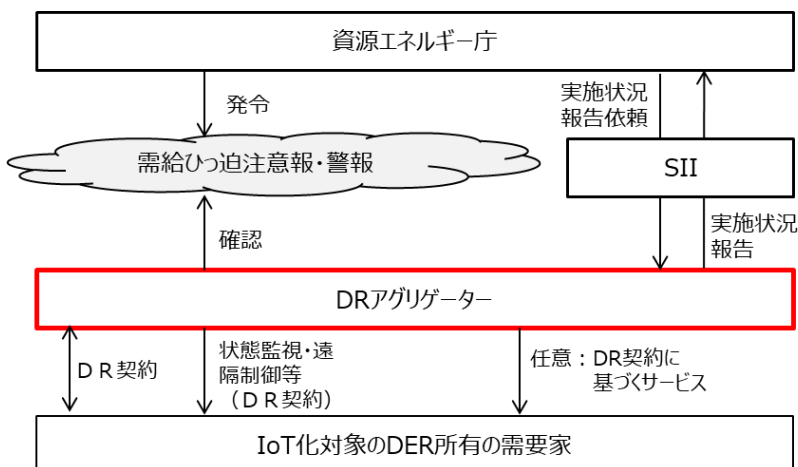
本事業におけるDR契約とは、本事業を通じて導入したIoT化関連機器を活用して、高圧以上の需要家側に設置してあるDERの監視/制御を行い、電力需給のコントロールを行うものであり、電力需給ひっ迫時等には、DRアグリゲーターが遠隔で対象リソースの稼働抑制（下げDR）について直接制御もしくは制御指示（EMS等を通じた制御指示、メール、電話等）を行い、需要抑制に貢献をするものとする（再生可能エネルギー電気の余剰時における需要創出（上げDR）を契約対象に含むことも妨げない）。契約期間は、補助対象機器のDR対応期間中、DRに活用することを前提とした期間とすること。

2-4 DRアグリゲーターの役割

本事業でのDRアグリゲーターの役割は下記の表の通りとする。

No.	業務項目	業務概要
1	SIIへの登録	SIIへDRアグリゲーター登録を行うこと。 登録内容に変更が生じた場合は速やかにSIIへ報告をすること。
2	必要情報の提供	SIIが外部向けに作成するDRアグリゲーター一覧に必要な情報を提供すること。(制御等に必要IoT化関連機器、連絡先等)
3	問い合わせへの対応	補助対象となる設備の導入を検討する需要家/販売事業者からの問い合わせに対応すること。
4	IoT化支援	SIIより交付決定を受けた事業に対して、導入設備の設置及びDRを行うための設定を支援すること。
5	DR契約の締結	本事業でIoT化したリソースをDR制御対象として使用するためのDR契約(対象リソースの制御に関する契約)を締結すること。DR契約はDRの対象リソースが確認できる内容の契約であること。 また、 DR対応期間中 、IoT化対象リソースをDRのために活用することが前提であること。 ※ 契約の際はSIIが別途提供する別添書類(データ提供等に関する内容)を添付すること。
6	中間報告	交付決定を受けた事業の中間報告を行うこと。
7	DRの実施	節電要請、電力需給ひっ迫注意報・警報等があった際にDR(下げDR)を行うこと(再生可能エネルギー電気の余剰時における需要創出(上げDR)を行うことも妨げない)。 制御指示(EMS等を通じた制御指示、メール、電話等)を行う際は、指示を行った証跡として電磁的記録を残すこと。
8	DRの状況報告	No.7の実施に伴い、国またはSIIから求めがあった場合はDR実施状況に関するデータ(対象リソースの電力使用量の推移等)の提出をすること。報告の内容については、別途採択を受けたDRアグリゲーターにSIIから伝えることとするが、報告対象期間中のDR回数や対象件数等を想定している。
9	実績報告と確定検査への対応	実績報告を行い、SIIへ提出すること。SIIは、必要に応じて現地確認を含む確定検査を行う。DRアグリゲーターは需要家への連絡や現地確認に必要な調整等、SIIが行う確定検査のサポートを行うこと。
10	その他	その他、本事業を実施するにあたって、国及びSIIから指示する業務へ対応すること。

本事業のDR契約にて必須とされる範囲



DRアグリゲーターは本事業にて導入されたIoT化関連機器の**DR対応期間中**、以下の①～③の際にはやむを得ない場合を除き、DR要請をすることとし、国またはSIIから実施状況の報告を求められた場合には実施状況を報告すること。

①需給ひっ迫注意報発令時

②需給ひっ迫警報発令時

③国からの節電要請

※節電要請期間中のDRは任意とする。

DR対応期間中にDR契約の継続が困難となった場合は、早急にSIIに相談すること。

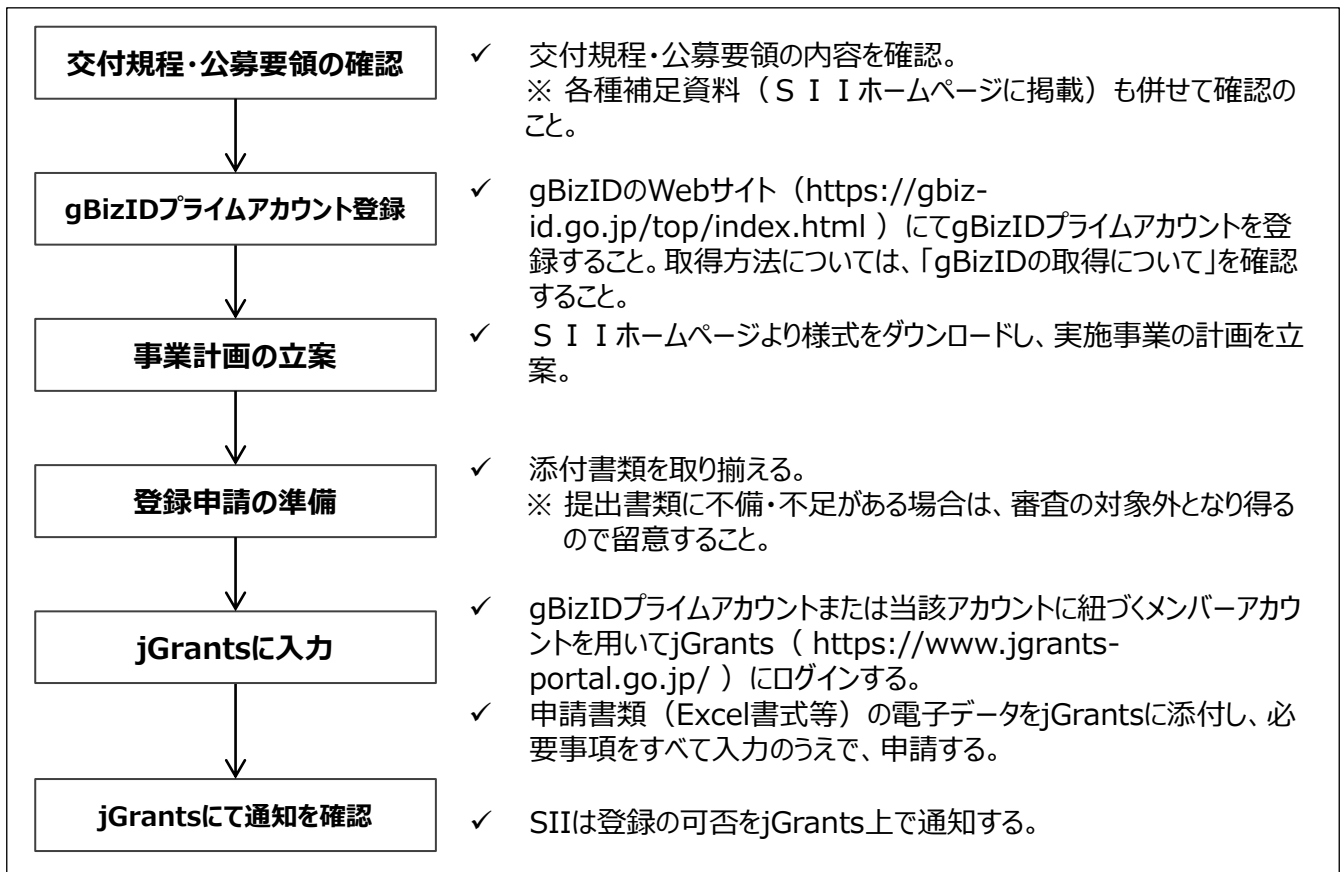
2-5 DRアグリゲーターの登録

本事業に参加するDRアグリゲーターは、jGrantsを使用してSIIへ登録申請を行うこと。SIIは登録申請を受け、審査を行った後、DRアグリゲーターの登録および公表を行う。

登録申請受付期間 : 2023年1月31日(火) ~ 2023年10月31日(火)
※登録申請受付～登録公表は1週間～2週間程度。

2-6 申請方法

登録申請はjGrantsに必要事項の入力及び必要書類の添付をして行うこと。申請の流れは以下の手順を参照すること。



2-7 添付書類

登録申請時は以下の書類をjGrantsに添付をすること。

No.	書類名称	備考
1	暴力団排除に関する制約事項	
2	決算報告書(直近3年分)	
3	情報セキュリティポリシー等	社内のセキュリティ規定等
4	DRビジネスモデル	指定様式をSIIのHPからダウンロードし、作成すること。
5	IoT化関連機器リスト及び仕様書	リストは指定様式をSIIのHPからダウンロードし、使用すること。個別設計等が必要な機器は、標準的な機器リスト・仕様書を添付すること。

3. 交付申請

3-1 申請期間

申請者ははjGrantsの入力及び必要書類の添付をし、申請を行う。

≪交付申請書類受付期間≫

DRアグリゲーター登録完了後～2023年12月22日（金） 12：00 必着

交付申請の補助金額の合計が予算額に達した場合、申請受付期間内であっても交付申請の受付を終了する。予算状況はSIIのホームページを参照のこと。

3-2 申請の流れ

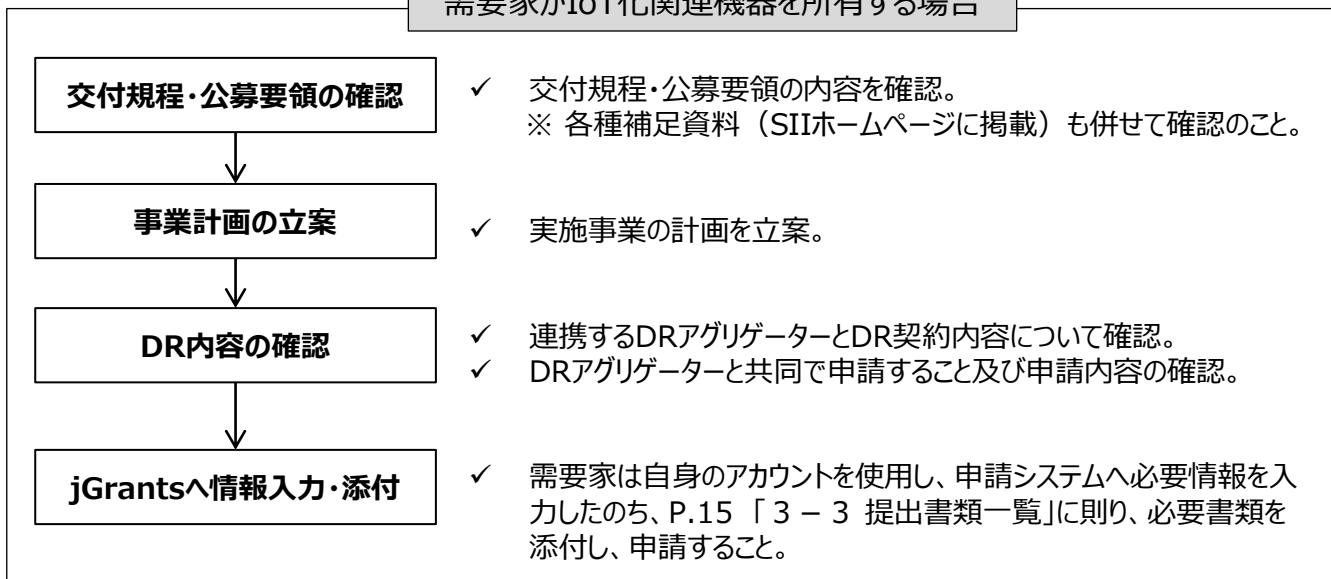
需要家がIoT化関連機器を所有する場合とDRアグリゲーターがIoT化関連機器を所有する場合で申請者が異なるので、注意すること。なお、需要家が申請者となる場合はDRアグリゲーターが共同申請者となる必要がある。

※ 必ず副本を手元に控えておくこと。

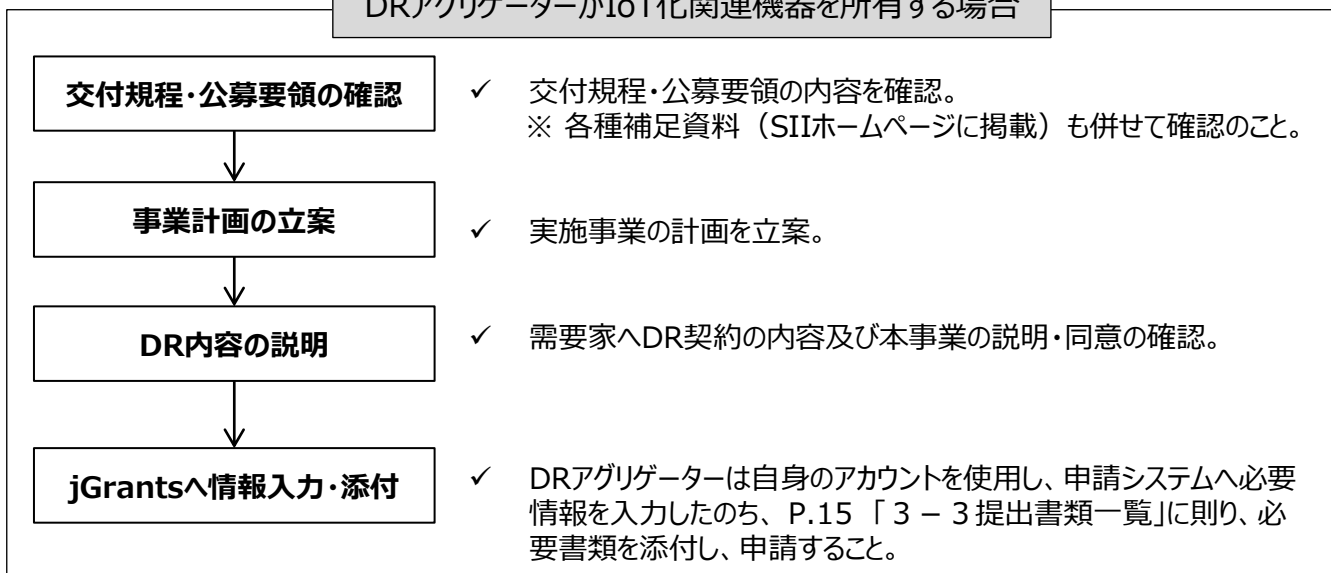
※ 申請の受付状況についての問い合わせは不可。

【申請手順について】

需要家がIoT化関連機器を所有する場合



DRアグリゲーターがIoT化関連機器を所有する場合



3-3 提出書類一覧

申請時は下表の提出書類を参照し、申請を行うこと。

申請はjGrantsを使用して申請をするため、添付書類に“要”が付いていないものは、jGrants上で入力をするのみで申請が可能。

No.	書類名称	添付	注意事項
1	交付申請書		
2	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額		
3	役員名簿	要	法人のみ 共同申請者含め全社分
4	実施体制図	要	
5	暴力団排除に関する誓約事項	要	
6	実施計画書	要	指定様式
7	見積書	要	補助対象経費と補助対象外経費が切り分けられていること
8	設備の製品カタログ、仕様書	要	
9	単線結線図	要	
10	配置図	要	
11	DR契約書（案）	要	

以下は必要に応じて

12	設備設置承諾書	要	補助対象設備の所有者と、土地や建物の所有権が異なる場合のみ
13	リース契約書（雛形）	要	リースの場合のみ
14	リース内訳書		
15	ESCO契約書（雛形）	要	ESCOの場合のみ

4.事業の実施

4-1 審査及び交付の決定について

S I I は交付申請に記載された事業内容等について、交付要件等の審査を行った後、採択者を決定する。

S I I は、交付規程に従って採択された補助事業者に交付決定通知を行う。

※ 交付決定通知に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではない。補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に S I I が実施する「確定検査」において補助金額を確定する。

4-2 採択結果の公表について

S I I は、補助金の交付決定後に、採択件数及び採択された事業に関する情報（交付決定日、補助事業者名、交付決定金額等）を S I I ホームページで公表する。なお、交付決定等に関する情報は、gBiz INFOにおいてオープンデータとして原則公表される。

※ 「gBiz INFO」Webサイト：<https://info.gbiz.go.jp/>

4-3 採択事業者への連絡について

S I I は、交付決定日以降の事業実施方法等について、採択された補助事業者及び共同申請者に対し別途連絡し、事務取扱説明会等の指示を行う。

4-4 補助事業の開始について

補助事業者は、S I I から交付決定通知に記載された交付決定日以降に発注・契約を行うこと。なお、原則として三者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。三者見積・競争入札は公募開始から交付決定前の実施も可とする。

また補助対象外部分の工事等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにすること（補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがある）。

※ 三者見積・競争入札を行う場合、以下の点に留意すること。

- 見積依頼仕様書（見積図面等）を作成し、書面による見積依頼（見積依頼する仕様を明確にすること）を行うこと。
- 三者見積・競争入札は、競争関係が成立する依頼先にて行うこと。
- 見積依頼仕様書において、機種指定・発注先指定等を行わないこと。
- 三者見積・競争入札を行うことについて、稟議書や役員会議議事録等をもって内部で承認されたことがわかるようにすること。
- 三者見積を行う場合、見積依頼先の選定の承認に関して、選定理由書を作成すること。
- 競争入札を行う場合、当該補助事業者の規定に基づいて実施すること。

※ 特別な理由により三者見積・競争入札の実施が出来ない場合、合理的な理由がある場合に限り随意契約を認める場合がある。その場合事前に S I I に相談し指示を仰ぐこと。

4. 事業の実施

4-5 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更又は補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、S I I が軽微と判断するものを除いて、原則、所定の様式を用いて申請し、事前に承認を受ける必要がある（S I I の承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがある）。

なお、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、S I I の承認を受ける必要はない。

※ 何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は原則認めない。

4-6 中間検査

S I I は、事業期間中に必要に応じて中間検査（現地調査を含む）を行うことがある。補助事業者はS I I の指示に従い、対応すること。

4-7 補助事業の完了について

補助事業は、①DRアグリゲーター／需要家間のDR契約締結完了②DRアグリゲーター／リソース間の通信試験の完了③補助対象設備の検収完了④補助対象経費の全額支出完了、これら全てをもって事業の完了とする。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月までに金融機関を通じた支払いで行うこと。原則、クレジット契約（補助事業者が個人の場合の個別クレジット契約を除く）、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めない。また、ATMの振込明細は証憑として認められないので注意をすること。

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにS I I に連絡すること。

4-8 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了後30日以内又は各事業ごとに定められた期限（2024年1月31日（水） 12：00 必着）のいずれか早い日までに実績報告書をS I I に提出すること。

S I I は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類の審査及び必要に応じて現地調査（確定検査）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。なお、確定検査を行うにあたり、補助事業者が用意する書類は交付決定後に別途伝えるものとする。また、自社からの調達がある場合は、利益相当分を排除すること。

⇒詳細はP.22「補足② 利益等排除について」を参照のこと。

4. 事業の実施

4-9 補助金の支払いについて

補助事業者はS I Iの確定通知を受けた後に精算払請求を行い、その後補助金の支払いを受けることとする。

※登録する口座に口座名・種別・口座番号の誤りや、登録時・着金時の間に口座を変更し、事業者事由により補助金の振り込みができなかった場合、補助金の支払いを受けられない場合があるので注意すること。

4-10 取得財産等の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要がある。また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分制限期間内に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとする時は、あらかじめS I Iの承認を受ける必要がある。

※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に準ずる。

4-11 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられる場合があることに留意すること。

- 交付決定の取消し、補助金の返還及び加算金や延滞金の納付。
- 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- S I Iから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ること。
- 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

4-12 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する下記①～④に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記①～④のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものとする。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けない。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- (3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消しなどの措置が執られることになる。
- (4) 補助事業者の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出すること。

補足① リース等の利用について

補助対象設備の所有者と、その設備の使用者が異なる場合 (リース等を利用する場合)

- リースを利用する場合は、所有者であるリース事業者等と、補助対象設備の使用者と共同で交付申請を行うこと。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。
- 補助対象となる設備は、処分制限期間（法定耐用年数）の間使用すること。
リース期間は処分制限期間以上であること。
なお、処分制限期間内に財産処分を行う時は、事前にS I Iの承認を受けること。
※ 詳細はP.20【4-10 取得財産等の管理等について】を参照のこと。
- **転リース等、通常のリースと異なる体制で本事業を実施する場合は、必ず申請前にS I Iと協議を行い、その体制について許可を得ること。**

補足② 利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身での調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上すること。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

5. 交付規程(抜粋)

再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金交付規程

制 定 2023年1月26日
S I I - B V A 2 2 2 - 0 0 - 0 0 0 0 1 - R

（目的）

第1条 この規程は、再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金交付要綱（20221114財第3号。以下「交付要綱」という。）第24条第1項の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）及び大日本印刷株式会社により構成される令和4年度補正D E R 導入支援事業共同事業体（以下「本事業体」という。）が行う再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。なお、本事業体の代表者は、本事業体の代表幹事であるS I Iとする。

（適用範囲）

第2条 本事業体が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱並びにその他の法令に定めるところによるほか、この規程に定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程における用語の定義は、次の各項に掲げたとおりとする。

- (1) 「再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業」（以下「D E R 導入支援事業」という。）は、電力需給ひっ迫等に活用可能な家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業（以下「D R 対応蓄電池事業」という。）、系統用蓄電システム・水電解装置導入支援事業（以下「系統用蓄電池・水電解装置事業」という。）、電力需給ひっ迫等に対応するディマンドリスポンスの拡大に向けたI o T化推進事業（以下「D R 対応I o T化事業」という。）から成り立つ事業をいう。
- (2) 「ディマンドリスポンス」（以下「D R」という。）とは、D E R 導入支援事業においては需要側エネルギーリソースの保有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することで、電力需要パターンを変化させることをいう。
- (3) 「系統用蓄電池」とは、D E R 導入支援事業においては電力系統に直接接続する設備であり、各種電力市場での取引等（例えば電力系統内に余剰電力の発生が見込まれる際は充電し、電力が不足する際は放電する、または電力系統への調整力等を供給する等）を通じ、再エネの有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与する蓄電システムのことをいう。
- (4) 「水電解装置」とは、D E R 導入支援事業においては電力系統内に余剰電力の発生が見込まれる際に当該余剰電力の水素製造への活用や、水電解装置の出力調整によるD R を通じて各種電力市場に調整力等を供出すること等で、再エネの有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与する水電解装置のことをいう。
- (5) 「I o T」とは、D E R 導入支援事業においては高圧需要機器等のD R 対応に必要な通信機器・センサー等のことをいう。

（交付の対象）

第4条 本事業体は、D E R 導入支援事業（以下「補助事業」という。）を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として本事業体が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分は、別表のとおりとする。

（補助率）

第5条 補助対象経費に係る補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書に本事業体が定める書類を添付して、本事業体が別に定める時期までに提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子申請等）

第7条 申請者及び補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付申請、第10条の規定に基づく交付申請取下げ届出、第13条の規定に基づく中止（廃止）承認申請、第14条第1項の規定に基づく計画変更承認申請、第16条の規定に基づく事故報告、第17条の規定に基づく実施状況報告、第18条の規定に基づく承認承認申請、第19条第1項の規定に基づく実績報告、第20条第5項の規定に基づく返還報告（確定に係るもの）、第21条第2項の規定に基づく精算（概算）払請求、第25条第6項の規定に基づく返還報告（取消しに係るもの）、第28条第2項の規定に基づく取得財産等管理明細表、第29条第3項の規定に基づく財産処分承認申請については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行わなければならない。

2 本事業体は、第8条第1項の規定に基づく交付決定通知、第14条第2項の規定に基づく計画変更承認通知、第16条の規定に基づく事故報告に対する指示、第17条の規定に基づく状況の報告に対する要求、第18条の規定に基づく承認承認通知、第20条第1項の規定に基づく補助金の額の確定通知、同条第4項の規定に基づく補助金の返還通知、第25条第3項の規定に基づく交付申請の取消し若しくは変更の通知、同条第4項の規定に基づく返還通知、第29条第3項の規定に基づく財産処分承認について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

（交付の決定）

第8条 本事業体は、第6条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、本事業体は、適正な交付を行う必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 本事業体は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 本事業体は、補助金の交付が適当でないとき認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 本事業体は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、法令、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、第10条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、本事業体に報告すべきこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、賃貸その他の契約をする場合は、第12条に従うべきこと。
- (4) 補助事業者は、第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ本事業体の承認を受けるべきこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができず見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第16条の規定に基づき速やかに本事業体に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (6) 補助事業者は、本事業体が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、本事業体の指示に従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、本事業体が第20条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、本事業体が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第20条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、本事業体が第25条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (9) 補助事業者は、本事業体が第25条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、本事業体が指定する期日までに返還するとともに、第25条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第25条第6項において準用する第20条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (10) 補助事業者は、本事業体が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにするとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保等に供することを含む。）しようとするときは、あらかじめ本事業体の承認を受けるべきこと。
- (12) 補助事業者は、第28条第3項及び第29条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、本事業体の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (13) 補助事業者は、補助事業終了後、本事業体の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

- (14) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。
- (15) 補助事業者が、地方公共団体又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人であり、当該補助事業等の実施に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律第2条に規定する公共工事が発注される場合には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保するよう留意すること。

（申請の取下げ）

第10条 第8条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書を本事業体に提出しなければならない。

（補助事業の経理等）

第11条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、本事業体の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（契約等）

第12条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託（請負その他の委託の形式を問わない。以下同じ。）し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、本事業体に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、本事業体の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 本事業体は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は本事業体から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（中止又は廃止の承認）

第13条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業の全部を中止又は廃止しようとする場合、あらかじめ様式第4による中止（廃止）承認申請書を本事業体に提出し、その承認を受けなければならない。

（計画変更の承認等）

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を本事業体に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より率能的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助事業の一部を中止又は廃止しようとするとき。

2 本事業体は、前項に基づく計画変更承認申請書を受領したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 本事業体は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（債権譲渡の禁止）

第15条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を本事業体の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 本事業体が第20条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が本事業体に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、本事業体は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が本事業体に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 本事業体は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 本事業体は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことができ、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、本事業体が行う弁済の効力は、本事業体が出発の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第16条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに様式第6による事故報告書を本事業体に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況の報告）

第17条 補助事業者は、本事業体が特に必要と認めて要求したときは、様式第7による実施状況報告書を本事業体が要求する期日までに提出しなければならない。

（補助事業の承継）

第18条 本事業体は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

（実績の報告）

第19条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第14条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下この条において同じ。）は、完了の日から起算して30日以内又は本事業体が定めた日のいずれか早い日までに、様式第9による実績報告書を本事業体に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第1項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ本事業体の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第20条 本事業体は、第19条第1項の実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第14条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

3 本事業体は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 本事業体は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 延滞金に関する事項
- (3) 納期日

5 本事業体は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10による返還報告書（確定に係るもの）にて報告させるものとする。

6 本事業体は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

7 本事業体は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地調査等のほか、補助事業者の事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（補助金の支払）

第21条 本事業体は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後には補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による精算（概算）払請求書を本事業体に提出しなければならない。

（手続代行者）

第22条 DR対応蓄電池事業における事業者は、本事業体が別途指定する手続き及び本事業体からの事業者に対する通知及び連絡等を受けることを、本事業体が別に定める条件を満たす者（以下「申請代行者」という。）に対し委任することができる。

2 申請代行者は、委任された手続きを、誠意をもって実施するものとし、又当該手続代行者を通じて申請者に関して知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 申請代行者は、当該手続代行者にあつて申請者もしくは本事業体から提供され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うものとする。

4 本事業体は、申請代行者が第1項に規定する手続きを、虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、次に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 本事業体が発注する全ての補助事業について、一定期間の交付及び手続代行者の停止を命ずること。
- (2) 当該申請代行者の名称及び不正の内容を公表すること。

5 本事業体は、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があるときは申請代行者に対し、協力を求めることができるものとし、申請代行者は本事業体からの協力依頼に対して必ず協力しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第23条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を本事業体に報告しなければならない。

2 本事業体は、前項の報告書の提出があつた場合には、期限を付して、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第20条第4項から第6項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（海外付加価値税還付）

第24条 補助事業者は、補助事業完了後に、海外付加価値税が確定した場合には、別添様式による海外付加価値税還付報告書を本事業体に報告しなければならない。

2 本事業体は、前項の報告書の提出があつた場合には、期限を付して、当該海外付加価値税の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第20条第4項から第6項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第25条 本事業体は、第14条第1項第4号の規定による申請があつた場合、若しくは第13条の補助事業の全部の中止又は廃止の申請があつた場合、又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく本事業体の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 補助事業者が、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第20条に規定する補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 本事業体は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 本事業体は、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 本事業体は、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 第20条第4項から第6項までの規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第20条第5項中「様式第10による返還報告書（確定に係るもの）」とあるのは、「様式第13による返還報告書（取消しに係るもの）」と読み替えるものとする。

（加算金の計算）

第26条 本事業体は、補助金の支払を2回以上に分けて受けている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして年利10.95パーセントの割合で計算した当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 本事業体は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第27条 本事業体は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

（取得財産等の管理等）

第28条 補助事業者は、取得財産等（補助対象経費により取得、又は効用の増加した財産）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第14による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等管理明細表を第19条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。

3 本事業体は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を本事業体に納付させることができるものとする。

（取得財産等の処分の制限）

第29条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第16による財産処分承認申請書を本事業体に提出して承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（暴力団排除に関する誓約）

第30条 申請者は、別紙 暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項について補助金交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

（情報管理及び秘密保持）

第31条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

（その他必要な事項）

第32条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、本事業体が別に定める。

別表

補助対象経費の区分

補助事業名	区分	内容	補助率
DER 導入支 援事業	設備費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の購入、製造等に 要する経費	1/3以内
	工事費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の工事、据付に要 する経費	
系統用蓄電池・水 電解装置事業	設計費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の設計に要する経 費	1/2以内 1/3以内 2/3以内
	設備費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の購入、製造等に 要する経費	
	工事費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の工事、据付に要 する経費	
DR対応IoT化 事業	設計費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の設計に要する経 費	1/2以内
	設備費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の購入、製造等に 要する経費	
	工事費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の工事、据付に要 する経費	

※消費税及び地方消費税は補助対象外

6. 個人情報の取扱いについて

【個人情報の取扱いについて】

（１）個人情報の取得について

SIIは本事業の実施のため、以下「（２）」に記載する情報を取得します。これらの取得した情報を、「（３）」に記載する利用目的で利用し、「（５）」に記載する範囲・目的で提供することに、申請者は同意するものとします。

●SIIの個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://sii.or.jp/privacy/>

（２）取得する情報

SIIは以下を含む情報を取得します。

- ① 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報等の補助事業者情報
- ② DRの実施状況データ
- ③ その他、本事業に必要な情報

なお、申請者が、SIIに提供する上記の情報に、申請者が自ら取得した個人情報が含まれる場合、SIIへの提供およびSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。

（３）利用目的

SIIは「（２）」で取得した情報を以下の目的で利用します。

- ① 本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握等
- ② DRの実施状況・効果の把握等
- ③ SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ④ その他、本事業の運営に必要な業務

（４）第三者への提供について

SIIは「（２）」で取得した情報を、以下の場合および「（５）」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限ります。

- ① 法令により提供を求められた場合
- ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（５）本事業における提供先及び提供情報について

本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供します。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の申請状況・効果分析 ・その他、再エネ導入拡大に資する調査・研究等 	(2) ①②③	メール、Webストレージ等	
一般	<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定事業者名（法人のみ）、交付決定金額の確認 	事業者名(法人のみ)、交付決定金額 等	SII HPへの掲載	

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う

※2 「（９）」に示す外部委託先は提供先として扱わない

(6) 匿名加工情報の提供について

本事業では、SIIのホームページ等でDRの実施状況・効果のデータ公開を目的として、「(2)」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供する場合があります。

提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。

S I I の匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認下さい。

https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html

(7) 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

(8) 共同利用

取得した「(2)」の情報は、「(3)」の利用目的で、本事業体を構成するDNPと共同利用します。

●DNPの個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://www.dnp.co.jp/privacy/>

(9) 外部委託

SIIは「(2)」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理および保護を行います。

(10) 開示請求等について

SIIは、保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。

<相談窓口>

●SII

個人情報取扱管理担当

p-support@sii.or.jp

日付	区分	改訂箇所	改訂内容
2023/1/31	新規作成	—	—
2023/3/28	更新	P.7、14	事業完了期限、公募締切日、交付申請受付締切日を更新。
2023/3/28	更新	P.12	DRアグリゲーター登録申請締切日を更新。
2023/3/28	更新	P.18	実績報告提出期限を更新。
2023/7/20	更新	P.5 1-6.補助対象事業者 ⑤⑥	DR対応期間を明記。
2023/7/20	更新	P.10 2-3.DR契約	制御指示/DR対応期間について追記。
2023/7/20	更新	P.11	制御指示/DR対応期間について追記。

————— 公募に関するお問い合わせ、申請方法等のご相談・ご連絡 —————

SII DR IoT化事業 窓口担当

TEL : 03-6281-5085

MAIL : dr_iot_info@sii.or.jp

WEB : <https://sii.or.jp/DRIoT04r/>

受付時間は平日の10:00~12:00、13:00~17:00です。
通話料がかかりますのでご注意ください。